

## 第 169 回練馬区緑化委員会 会議の記録

### 環境部みどり推進課

- 1 日 時 令和 4 年 8 月 4 日（木）午後 2 時 00 分～
- 2 場 所 練馬区役所 西庁舎 4 階 全員協議会室
- 3 出席者 会 長：金子忠一  
委 員：浅海義治 佐藤留美 柴田さちこ  
宮崎はるお 高口ようこ 富田けんじ  
関洋一 清水則之 荒木久美子  
飯塚裕子 鈴木正明 福島孝人  
木内幹雄 中村文俊  
理事者：都市農業課長 環境課長 都市計画課長  
開発調整課長 道路公園課長  
事務局：環境部長 みどり推進課長

- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者数 0 名
- 6 次 第 1 開会  
2 第 22 期練馬区緑化委員会委員委嘱および理事者紹介  
3 会長・副会長互選および挨拶  
4 審議事項  
(1)練馬区みどりの総合計画の中間見直しについて  
( 諮問第 210 号)  
(2)ねりまの名木第 99 号（生涯学習センターのソメイヨシノ）の解除について（諮問第 211 号）  
5 報告事項  
(1)保護樹木の新規指定について  
(2)保護樹木の指定解除について  
6 その他  
7 閉会

### 7 会議内容

事務局 ただいまから第 169 回練馬区緑化委員会を開催いたします。

私は、当委員会の事務局を担当します、みどり推進課

長の星野と申します。よろしく申し上げます。

本日は第22期委員の初めての委員会になります。まず、環境部長から挨拶申し上げます。

環境部長

お忙しい中、第22期緑化委員会に出席いただきまして、ありがとうございます。

今年、平成31年にスタートした、練馬区みどりの総合計画（以下、「総合計画」と言う。）の中間見直しの年にあたります。昨年度実施した、みどりの実態調査の結果概要を報告し、議論いただく節目の委員会です。練馬区のみどりの大半は、民有のみどりですが、年々、民有のみどりが減っており、これを止めるのは難しいのが現状です。そうすると、公共のみどりをいかに増やしていくか、民有のみどりの減少をいかに食い止めるかということになります。一方、都心区は、大規模な公園や河川、あるいは大規模な再開発などで、みどりの減る要素がなく、みどりは増えています。昔は、周辺区はみどり豊かで、都心区はみどりが少なくビルに囲まれているという認識でしたが、大分様相も変わってきています。この状況の中での中間見直しということで、新しい視点が必要になると思っています。ハードとソフトの両方の観点から皆様方から忌憚きたんのない意見をお願いしたく、挨拶に代えさせていただきます。

事務局

委員会の会長・副会長を選任していただきますが、それまでの間、事務局で委員会を進行いたします。

まず、本日の会は、新型コロナウイルス感染症予防対策を十分に行った上で実施します。また、発言の際もマスク着用の上でお願いします。

それでは、第22期練馬区緑化委員会委員の皆様の委嘱をいたします。大変恐縮ですが、委嘱状は机上に置かせていただきました。委員名簿順にお名前を紹介し、委嘱に代えたいと思います。

（ 新任委員の紹介・挨拶 ）

事務局 続きますして、環境部長と私を除きます理事者を紹介します。

( 新任理事者の紹介・挨拶 )

事務局 委員の出席状況を報告します。ただいまの出席委員は15名です。委員20名の過半数が出席していますので、練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例施行規則第6条第2項に基づき、委員会は成立しています。

続きますして、会長・副会長の選任です。  
練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例施行規則第5条第2項に基づき、互選で進めたいと思います。  
まずは会長の選任です。

( 「事務局一任」の声あり )

事務局 事務局一任との声がありました、皆様いかがでしょうか。

( 拍 手 )

事務局 事務局としては、第21期も円滑に委員会を運営していただいた、金子委員に引き続き会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

( 拍 手 )

事務局 それでは、金子委員を会長に決定いたします。  
以降の進行は会長にお願いします。

会 長 改めまして、金子でございます。会長に推薦いただきましたので、微力でございますが、務めさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

最初に一言だけ挨拶いたします。先ほど環境部長から練馬のみどりは、民有のみどりがとても多いとの話がありました。みどりの大切さは、皆様それぞれに感じるところではありますが、それらを守っていく、新たに創出してくるのは、所有者だけではなかなか難しいことです。

そういう意味では、区民の皆様が一緒になって考えていくことが大切になると思います。委員の皆様からそれぞれの立場で、いろいろなお知恵、意見をいただいて、練馬のみどりがさらによくなるようにしたいと思います。第22期は、総合計画の中間見直しの時期です。ぜひ忌憚きたんのない意見をいただきたいと思います。

それでは、議事を始める前に副会長の選出です。先ほど事務局から説明がありましたが、当委員会の副会長についても、練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例施行規則第5条第2項に基づき、互選で進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

( 「会長一任」の声あり )

会 長 会長一任という声をいただきました。よろしいでしょうか。

( 拍 手 )

会 長 それでは、私としましては、本日欠席ではありますが、第21期に引き続き、横田委員に副会長をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

( 「異議なし」の声あり )

会 長 それでは、横田委員を副会長に決定いたします。横田委員には後日、就任いただくことを伝えたいと思います。まず初めに事務局から資料の確認をお願いします。

( 配付資料の確認 )

会 長 それでは、議事に移ります。本日は、審議事項2件、報告事項2件を予定しています。

審議事項の諮問第210号「練馬区みどりの総合計画の中間見直しについて」の審議に入ります。

事務局から説明をお願いします。

諮問第 210 号の諮問文をご覧ください。

練馬区は平成 31 年に総合計画を策定し、5 年後に中間見直しをすることとしています。令和 3 年度に実施した、みどりの実態調査の結果とこれまでの取組の成果を踏まえ、総合計画の中間見直しに着手します。つきましては、区民満足度を向上させるため、今後、区が取り組むべきみどりの施策の方向性について、緑化委員会のご意見を伺うものです。

まず、令和 3 年度に実施したみどりの実態調査の概要について説明します。実態調査は、空撮調査、緑視率調査、アンケート調査をしています。

緑被の状況は、緑被面積が 1086.7ha、緑被率 22.6% という調査結果でした。公共のみどりは増えているものの、私有地のみどりが減少しています。安定しているのは、公共および社寺等のみどりです。減少の原因は、相続等による土地利用の変化、特に敷地の細分化によるものです。今回特に分かったことは、農地と 300 m<sup>2</sup> 以上の樹木地が大きく減少しており、特に樹木地が割合として大きく減っているという状況です。これまでも樹木地の減少は課題でしたが、今回の調査でより顕著になってきていることから、保全の取組が必要であると考えています。

また、宅地のみどりについては、戸建ての住宅地であっても、自らルールを取り決めている地域では安定したみどりが多くある状況です。

区内で緑地協定を結んでいる 3 地区の緑被率や緑視率を調査した結果、緑被率はいずれの地区も 11% から 12% で、一般的な開発事業地と比較すると、高めで安定しており緑視率も良好です。宅地のみどりを良好なものにしていくために、緑地協定制度の活用や開発時の緑化基準、みどりの協定制度などの見直しが必要と考えています。

また、緑被分布図、町丁目別緑被率を確認すると、農地や大きな公園がある町丁目では緑被率が高い結果になっています。

平成 28 年度から、目に見えるみどりの量を緑視率として調査しています。公共事業の進捗や樹木の成長による推移、開発事業に伴う緑化の義務づけなどの緑化施策の効果を検証するため、令和 3 年度は、調査地点数を 34 地点から 172 地点に増やして調査しています。これらにつ

いては、経過を観察するため、今後も引き続き調査を実施していきます。

区民アンケート中では、みどりの見え方の印象を聞いています。結果は、緑視率が高くなるほどみどりが「多い」と感じる区民は増え、緑視率が20%を超えると、約6割の区民が「好ましい」と感じる結果となりました。同じ緑視率が20%であっても、連続性や統一性があるみどりは高く評価されました。宅地や開発事業でどのようなみどりを誘導していくかを検討する上で、道路から見えるみどりの緑視率や連続性、統一性などを目安とすることがよいと考えています。

総合計画では、みどりに満足している区民の割合を80%にすることを目標にしています。令和3年度の区民意識・意向調査の結果は「満足」「おおむね満足」を合わせた割合は69%で、平成27年度と比較すると横ばいでした。

区民アンケート調査から特に分かったこととして、「重要と思うみどりの機能」は、景観形成、都市環境保全、レクリエーション機能が高くなっています。

みどりに対する満足度別に「重要と思うみどりの機能」の評価結果を見ると、「満足している」層はレクリエーション機能の評価が高く、「満足していない」層は、都市環境保全や自然環境保全の評価が高くなっています。

「みどりの保全と創出に必要な取組」について、「満足していない」層については、農地、樹林地の保全、緑化規制の強化を必要とする方の割合が高いという特徴がありました。今回の「満足していない」層の属性について分析した結果、高齢者の方、居住年数の長い方、緑被率が15%以下の地域の方では満足度が低いという傾向がありました。また、高齢者層、緑被率15%以下の地域では、身近な公園整備を必要とする割合が高くなっています。

参加してみたい緑化活動の調査では、多くの区民の方が、何らかの緑化活動に参加してみたいと思っているという結果になりました。実際の活動者は50代以上の方が多い状況ですが、若い世代も参加しやすい内容や周知方法などを工夫していく必要があると考えています。

続きまして、これまでの主な取組について報告します。総合計画では、10年間の取組として、2つの基本方針に

基づき、24の施策を展開してきました。新型コロナウイルスの影響を受け、公園整備やつながるカレッジねりまのスケジュールを一部見直しており、全てが予定通りではありませんでしたが、所有者の理解を得て、樹林地の都市計画決定、保護樹木や保護樹林の指定、公園整備などを進めてきました。みどりを育むムーブメントに関しても、落ち葉清掃、憩いの森の区民管理など、順調に進めている状況です。

区は、総合計画の中間見直しに向けた基本的な考え方として、引き続き、公共のみどりを整備し、恒久的なみどりの財産として、みどりのネットワーク形成を進めていきます。併せて、公共のみどりの健全育成や更新についても検討を進める必要があります。民有のみどりについては、今後も相続等のため、農地や樹林地の宅地化が全区的に進むと想定されます。そのことを踏まえた施策の強化、見直しをする必要があります。そして、みどりを継承していくためには、区民と協働して育成管理に取り組むことが欠かせません。多くの区民がみどりの活動への参加意欲を持っています。区民と目指すみどりの姿を共有し、みどりを育むムーブメントの輪を広げていきます。

今回の総合計画の中間見直しの中で、新たに大きな課題は生じていないと認識しており、現状の施策を課題に対応した内容にブラッシュアップしていきます。目標や基本的な方針の見直しは必要ないと考えています。総合計画策定後3年が経過し、区民の満足度が横ばいだったことを受け、区民が満足に思うみどりをいかに増やしていくかを検討する必要があると考えています。見直し内容については、次回以降の緑化委員会でテーマを絞って審議いただきたいと考えています。

次回以降は、公共のみどり、民有のみどりにテーマを絞り、施策の方向性について審議いただき、来年夏に骨子案の答申をいただきたいと考えています。その後、来年度末までに素案をまとめ、パブリックコメント後、中間見直しを決定します。

総合計画の目標である区民満足度を上げていくためには、区のみどりに対する取組を多くの区民に知ってもらい、意見を広く聞いていく必要があります。まず、取組を知ってもらい、関心を持ってもらうため、練馬まつりな

どのイベントで調査結果と取組内容を周知します。また、みどりの活動や登録団体などの集まりに赴き、意見やニーズなどを聴取します。これらの意見聴取は、民有のみどり、区民協働に関する施策を検討する3月の緑化委員会までに実施し、いただいた意見も踏まえ、方向性を示したいと考えています。パブリックコメント時には、区内各所でオープンハウスも併せて実施することを予定しています。

次回以降は、個別の施策の見直しの方向性について審議いただきたいと考えています。本日は、検討の方向性の確認をお願いします。

会 長

実態調査結果の概要、それから現行の総合計画の取組状況、実績、それらを踏まえて、中間の見直しをするということでした。その基本的な考え方と進め方を説明いただきました。

ただいまの説明について、質問、意見等がありましたら、発言をお願いします。

A 委員

相続等で民有地のみどりが宅地化することを踏まえた施策の強化をしていくという発言がありました。例えば、みどりを育むムーブメントの輪を広げる、落ち葉清掃や憩いの森の区民管理のほかには何か具体的な施策はあるのでしょうか。

事務局

民有のみどりについては、今後も相続等により農地や樹林地の宅地化が進むことが想定されます。残されたみどりを保全し、区民の満足度を上げるには、みどりを増やすための施策を検討する必要があります。樹林地については、都市計画制度を活用した保全の検討、宅地については、緑被面積だけでなく、道路から見えるみどりの連続性や統一性の観点から、緑化基準やみどりの協定、助成制度の再検討が必要です。これまで実施している落ち葉清掃といった区民協働についても、さらに推進していく必要があります。公共のみどりについては、恒久的なみどりとして整備、育成をしていかなければならないと考えています。街路樹については、都市計画道路の整備に合わせて景観形成や健全育成ができるみどりの軸の検討

を進めます。公共施設についても、道路から見えるみどりやシンボルツリーなど、質を高める緑化の在り方について今後検討していきます。

A 委員

落ち葉のクレームが多く、樹木を切らざるを得ないという所有者の方は多いと思います。そのような声を拾ったり、シンボルツリーをつくってブランド化することも大切だと思います。また、環境の視点も今後加えていくべきだと思います。菅前総理がカーボンニュートラル宣言をしましたが、私たちは温室効果ガスの排出を減らしていかなければなりません。生産緑地は優遇制度がありますが、みどりは優遇制度がなく、相続などによって減っていく一方です。例えば都市計画制度を積極的に利用するのはもちろんのこと、練馬区は23区で一番みどりが多かったのですが、都心部の千代田区などに抜かれてしまいました。民有地のみどりが減っているのが理由ですが、区は、生産緑地制度に代わる、新たな優遇制度を構築してほしいと要望を出すぐらいの勢いが必要だと思います。カーボンニュートラルを達成するために、ここまでしないと都市部のみどりはなくなってしまうという意見を自治体として発信いただきたいと思います。

環境課長

全体的なお話をいただいたので、少し環境面での取組を説明します。先日、練馬区としても脱炭素を目指す宣言をしたので、環境審議会にお諮りしながら、新たな環境基本計画の策定を進めているところです。総合計画も、基本的には環境基本計画の中にひもづく計画ですので、環境的な視点も含めて、緑化委員会で審議いただいた内容を環境基本計画に反映したいと考えています。それから、様々な税制的な部分の問題は、農地も含めて、区としても当然働きかけなければと思っています。国しかできないところがあるため、区民の方と一緒に基礎的自治体としてできることを、まずは環境基本計画、総合計画の中の取組として載せ、位置づけていきたいと思っています。

A 委員

身近なみどりを身近な人が本当に好きになっていく、愛していくことが一番大事だと思います。そういう取組を充実させていただきたいと思います。

会 長

次回から具体的検討になると思います。今日は初回でもありますので、なるべく多くの皆様から様々な意見をいただきたいと思います。

B 委員

練馬区の緑化委員会が目指しているのは、先ほど話があった脱炭素なのか、温暖化対策なのでしょうか。もちろん減っていくみどりを防ぎたいというのは、一般的な感覚として当たり前だと思いますし、私もそのように理解していますが、目的がはっきりしないと、対策も中途半端になってしまう気がします。先ほど話があったように、宅地化が進んでいけば当然みどりは減ります。開発行為を行う場合は、緑化計画を出す必要があるのは重々承知しています。しかし、開発行為に伴うものだけでいいのか。徹底するのであれば、例えば、一軒の家の建築確認にも必ず緑化計画をつくるまで踏み込むのか。だとしたら、目的がはっきりしないといけないと思いますし、同時に、落ち葉が大変だから木を切ってしまうのは逆行している話ですので、そこに対するコンセンサスをどう取っていくか全て目的によって変わってくると思います。

事務局

本委員会の目的は、総合計画など、みどりの保全および創出に関する重要な事項を調査審議することです。総合計画は、30年後にみどりに満足している区民を80%に増やすことを目標としています。公共のみどりを増やしていくことはもちろんのこと、まち全体として、目に見えるみどり等民有のみどりを増やしていく取組をしています。今回の中間見直しにおいても、その両方の視点から、これまでの調査結果と取組における課題等を今後提示しますので、緑化委員会での議論をお願いします。緑化委員会での議論を経て、中間見直しの方向性をまとめていきます。1つの例として、緑化計画の話が出ましたが、そちらについても1つの課題として捉えています。これまでの緑化基準については、敷地に対するみどりの量を基準として設けていました。今回の緑視率の調査などで、目に見える沿道のみどりの街並みも、連続性や統一性があると良好と思う方が増えていることも分かりま

した。今後、敷地に対するみどりの量だけでなく、沿道から見えるみどりをどのように誘導していくのかについても検討していきます。

B 委員 結局、満足度 80%というのは何のためにどこを目指すのでしょうか。漠然とした満足度でいいのでしょうか。

事務局 みどりといっても、街路樹であったり、公園であったりと、人によって見方が様々ですので、一つの取組目標として、区民の皆様の満足度を 80%にしていくものです。

C 委員 区民の満足度が前回調査と横ばいであったという話がありました。これからどうやって満足度を上げていけばいいのかが課題になると思います。全体として緑被率が減少傾向の中でどうやって上げるのかを考えると、区民に愛着を持ってもらう観点で、みどりとのかかわりを増やしていくような、ソフトの施策が重要になると思います。みどりの質をどのように高めていくかと、今あるみどりをどの様に区民に楽しんでもらうかという利活用の方策、その2点が非常に重要ではないかと思いました。練馬区でも、区民団体の方が、公園の利活用で森林浴の活動をされたり、子どもの成長、子育ての場として使っていたりなど、様々な活動をされています。みどりの存在価値だけではなく、様々な活用によるコミュニティ形成や福祉面の価値ある取組を区民と連携して増やしていくことも大切だと思います。

また、質の問題でいうと、連続性や統一性を考えて、みどりの街路景観の質を上げていく誘導策を検討することでしたが、具体的な方策について期待したいと思います。

事務局 区民の満足度を上げていくために、みどりを育むムーブメントの輪を広げることが非常に重要だと考えています。区はこれまでも、憩いの森の区民管理や樹林地所有者のお困り事の一つである、落ち葉清掃を実施してきました。憩いの森の区民管理は、多くの方が関わっていることはもちろんのこと、管理団体の方がその森を利活用してイベントを実施しています。まさに地域に根差した

みどりのムーブメントになっています。今回の中間見直しの中でも、そのような団体の皆様の声を聞く機会も設けていきたいと考えています。その中で見えてくる課題や今後の展開も踏まえて、今後、審議いただければと思います。

#### D 委員

先ほど、何のためにみどりを守るのかという話がありましたが、私も非常にそこは気になるところです。今の目標は、練馬のみどりに満足している区民を80%に増やすということですが、今回の実態調査結果を確認したところ、多くの区民がみどりの活動に参加したいと思っているのではないかと読み取りました。目標を満足度以上の、自ら積極的に活動する区民を80%に増やすぐらいに見直すといいと思います。

何のためにみどりを増やすのかはもっと強調して明確にすることが必要だと思います。コロナ禍以前に欧米を幾つか回った際、みどり行政の方々は、みどりを増やすのは気候変動に対応するためだと話していました。都市の災害を防ぐためにグリーンインフラが必要だという議論があります。もう一つは健康です。どの国も、肥満や病気などの問題があり、日本でも健康寿命と平均寿命が女性で13、14歳違うという調査結果があります。それに対して、身近な公園や農地などの存在が非常に健康づくりによいことが、海外では証明されています。これだけ公園が近くにあると、これだけ心臓疾患が少ないといった研究が進んでおり、日本にもそういったムーブメントは入ってきています。ただ満足度を増やすだけではなく、水を貯留、雨庭とかレインガーデンなどのグリーンインフラに取り組むことも考えられます。教育、福祉、医療、観光、文化などにグリーンインフラは生かせるので、明確な目標を出せば、区民の方々も行動する、活動していくのではないのでしょうか。みどりのネットワーク形成にしても、ムーブメントの輪を広げるにしても、戦略性を持った見直しが必要だと思います。

今後のスケジュールでは、次回が公共、その次が民有に関する施策となっています。現在の総合計画は、基本方針1がみどりのネットワーク形成、基本方針2がみどりを育むムーブメントの輪を広げるとなっていますが、

これに沿った形ではなく、公共と民有で分けたこの審議スケジュールになっている理由をお聞きしたいです。公民関係なく、共通の課題や問題が様々あると思います。

事務局

なぜ公共と民有に分けたのかという点ですが、総合計画の基本方針は、ネットワークの形成とムーブメントの輪を広げるといふ、いわゆるハードとソフトに分けた方針になっています。今回の中間見直しでは、区の課題のボリュームを等分した結果、公共のみどり施策で1回、民有と協働の施策で1回、計2回に分けて審議をしたいと考え、このような分け方をしています。

練馬区は、都心に近いながらも豊かなみどりがある住宅都市です。この状況を区民の皆様にも十分に知っていただき、みどり豊かな都市という誇りを持っていただきたいと考えています。緑化委員会においても、お話のあった教育面などの観点なども交えて、さらに満足度を上げるための施策を審議いただき、中間見直しを進めていきたいと考えています。

D 委員

中間見直しは、もう少し切り込んでもいいと思います。審議スケジュールについて、事務局の考えは分かりました。それぞれの課題も、事前に共有していただけると審議しやすいと思います。

会 長

緑化委員会での議論ですが、2回という限られた中で進めてまいりますので、本日の委員の皆様の見解も踏まえて、残りの2回でどのような議論をするかは、柔軟に考えて、提案していただきたいと思います。

E 委員

委員の皆さんの満足度だけではないという話に、大変共感しながら聞いていました。総合計画で緑被率という基準をなくし、満足度という基準へと変更しました。実態調査で緑視率と満足度は関係あることが分かった一方で、満足度に関しては、5年たっても横ばいであるとの説明でした。満足度を上げていくに当たって、緑視率だけではなく、緑被率というみどりの量がなくては満足度も上がっていかないと考えます。みどりの量は減って、目に見えるみどりだけ増やしても、満足度が守れるかは

疑問です。委員の方が話していた環境問題である温暖化や気候危機も、みどりの量が減ると防げないことは明らかだと思えます。みどりの量の基準も向上させていただきたいと思えます。

緑視率と満足度は関係あると説明がありましたが、緑視率と満足度を上げると、みどりの量は守れるのか、あるいはみどりの量は向上するのか。緑視率と満足度と緑被率、みどりの量の関係性を教えてください。エビデンスがあるのかも伺います。

事務局

残されたみどりを保全していくことは非常に重要だと思っています。引き続き、みどりを保全するとともに、量も増やしていかなければいけないと考えています。みどりは、農地、公園、街路樹と様々あり、期待されている機能も異なります。緑被率だけでなく、緑視率や満足度などの複数の指標から効果を計るものだと考えていますので、それらをまとめ、区民の皆様が満足するみどりを守り増やすことを目標としています。緑被率については、今後もみどりの変化を把握するための一つの指標として調査を続けていきたいと考えています。

緑視率と満足度の関係性については、緑視率のアンケート調査をしています。「緑視率」と「好ましい」と思う方の状況について調べたアンケートの中で、「量が多い」「好ましい」と回答する方が多いのは、ともに「連続性・統一性のある緑化をしている住宅地」という結果になっています。連続性・統一性があるものは、「好ましい」と思う方が多いという結果が出ています。まだエビデンスとしては弱いと認識していますが、満足度を上げていくために、取組を続けていく必要があると考えています。

E 委員

緑視率と満足度に関係があるのはアンケートから分かりました。私が聞きたいのは、緑視率と満足度を上げると、みどりの量、つまり緑被率を向上していけるのか、関係性があるのか、あるいは調査をしているのかということです。みどりの量を向上していかないと意味がないので、今回の中間見直しでも、緑視率や満足度だけではなく、みどりの量を守ってほしいという意味で、緑視率と満足度と緑被率の関係性を聞いております。

環境部長

緑視率と満足度は若干の相関が認められるが、緑被率と緑視率と満足度はどのような相関があるのか、緑被率と満足度は調査しているのか、相関関係があるのかとの質問でしたが、今回の調査では実施していません。ただ、一般的には、緑被率が上がれば満足度は上がるだろうと思います。満足度の構成要素として、緑視率と緑被率だけではなく、先ほど多くの委員の皆様からご意見があったように、いかにみどりに関わっていくかというソフト面も含めて、全体で満足度は上がっていくと思います。したがって、区としてはソフト面も含めて、みどりに対する施策をより強固にしていきたいという考えであります。緑被率だけではなく様々な要素があるため、満足度を上げるためには、一つ一つ丁寧に取り組んでいきたいと思っています。

E 委員

満足度を上げることが目的というよりも、満足度を上げることによって実際にみどりが増えていく、守れるということが重要であり、満足度が上がればみどりが減ってもいいということではないと思います。満足度を上げていくことをこの総合計画では目的にしていますが、満足度を上げた結果、みどりが増える、守れるということを目標に掲げ直してほしいと思います。

民有地のみどりを守っていく上で、ソフト面の施策がとても大事だと思います。一方で、現実には開発が行われたり、相続が発生して開発せざるを得ないなどの問題があり、民有地のみどりが減ってきています。先ほどの説明の中で、緑地協定制度を活用していくと話がありました。これは良いことだと思いますが、一方で、生産緑地が開発によって宅地化されたとのことでした。特に生産緑地に関しては、まず区が買い取って、みどりを残していく、今あるみどりを買い取って残していくということが重要だと思います。それを意見として申し上げておきます。

都市農業課長

生産緑地の話がありましたので補足します。

民有地の議論の中で大きな要素を占めるのが農地になります。生産緑地制度を使い、農業者の方々は、農地を維

持しようとして努力されています。そうした中でも、相続等で農地が減っていくことはあります。練馬区として、農地を維持していくために今何をしているかというところ、営農活動を続けていただけるためのファーストアクションをしています。例えば生産緑地であれば、次に農業を続けたいという方をつないでいくマッチングをしたり、新たに生産緑地に指定したい農地を探したり、募ったりなど、努力を続けている状況です。生産緑地だからすぐに練馬区は買うべきだという一つの方向性だけではなく、その前段から努力をして、民有地であるみどりを残していきたいと考えています。

F 委員

緑視率云々といっても、結局、民有地が少なくなって、公有地をなるべく残す努力をしようということであって、みんなが努力すればいいと思うのです。意見というのは、見る角度によって全然違ってきます。だけど、結局、同じことを言っているのではないかと思います。今日は新型コロナウイルスの関係もあり、短い時間での審議としているのだから、禅問答をやってもしょうがない気がします。報告書はきちっとできていると思っています。ですから、大局に立って一つにまとめていって進めていただければと思います。

会 長

今日は初回ということで発言しにくい点もあったかと思いますが、進行にも協力いただいているかと思います。大事な課題ですので、お気づきの点がございましたら、委員会とは別で結構ですから、事務局に意見を寄せいただけたらと思います。事務局には、そういった意見も踏まえてこれから検討いただき、次回の委員会での議論に反映させていきたいと思っています。

それでは、次の審議事項に進みたいと思います。諮問第 211 号、ねりまの名木第 99 号（生涯学習センターのソメイヨシノ）の解除について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局

ねりまの名木の解除申請がありましたので、練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例第 10 条第 1 項第 3 号に基づき諮問するものです。

区役所の南側に位置する生涯学習センターのソメイヨシノで、名木の指定は平成6年4月1日です。解除理由は、老朽化のため枯れや空洞があり、倒木の危険があるためであり、やむを得ず伐採せざるを得ないと考えています。令和4年6月に実施した樹木診断で、空洞率が70%を超えていることが分かりました。練馬区の所有であるため、所管部と現地を確認し、協議を行った結果、伐採を行うことになったため、本委員会に指定解除を諮ることとしました。区民の安全と危険排除のため、練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例第20条第2項第3号の規定に基づき、本委員会において指定解除を承認いただいた後、速やかに伐採したいと考えています。

E 委員

この件については、区民の方から切らないでほしい、どういう状況なのか知りたい、と伺っていました。その方も老朽化なら仕方ないと理解していらっしやいました。樹齢は何年でしょうか。また、原因は老朽化とありますが、寿命だから仕方ないということではよろしいのでしょうか。管理は適正であったということでしょうか。

事務局

昭和28年の公民館建設のときに植樹されたものと確認しています。植樹から約70年経過しています。ソメイヨシノは、おおむね50年が寿命です。このたび、老朽化のため空洞化が進んでしまい、伐採については残念ではありますが、やむを得ないものと考えています。

E 委員

残念ですが、寿命の平均より20年長く生きていただいたのはよかったですと思います。植え替えはされるのか伺います。

事務局

生涯学習センターは、大規模改修が予定されています。その大規模改修に合わせて、サクラを補植したいと考えています。場所等も、改修に合わせて検討を行っていくと所管から聞いています。

D 委員

ソメイヨシノですので、伐採に対して市民感情もあると思います。それに対する措置は取られる予定はありますか。例えば、何らかのお知らせを出して、その1か月後

に伐採するとか、問合せを受け付けるとかありますか。

事務局 伐採につきましては、7月16日から貼り紙をして、近隣の皆様に周知を進めている状況です。

G委員 サクラの木1本かもしれませんが、区民感情というか、思い入れのあるサクラだと思います。切られてしまうのは寂しい思いがあると思います。この伐採については理由が明確なので、補植に関してもぜひセットで話をさせていただきたいと思います。貼り紙をしていると話がありましたが、補植に関しても一緒にされているのでしょうか。

事務局 補植をするという旨の内容の記載まではできていない状況です。今回の生涯学習センターのサクラについては、大規模改修に合わせて補植も行っていくため、伐採後すぐに補植ができません。可能な時期になりましたら、周知や案内等も含めて検討したいと考えています。

G委員 今あるソメイヨシノの若い芽を挿し木して植えてもらう補植のやり方があるので、やっていただければありがたいなと思います。

H委員 千川通りも木を伐採し、補植するのを見ていますが、私を含め、地域の皆さんも理解はしています。生涯学習センターの件も理解はしていますが、ずっと愛着もあり、慣れ親しんできたものなくなる喪失感といった市民感情との溝が埋まらないと、どうしても反感になってきます。貼り紙で満足できるのか疑問です。行政ができる精いっぱいのところだと思いますが、地域住民がどうしたら納得できるか考えたとき、一区民としての提案は、木に対する勉強会みたいなものを開催してはいかがでしょうか。ソメイヨシノの寿命は50年であることをどれだけの区民が知っていると思いますか。私は初めて聞きました。ここの樹木は何十年かすると、寿命がくるのだと心の準備ができます。それまでは大切にしよう子どもたちに言うこともできます。害虫の話であるとか気候の話、カーボンニュートラルのことなど、みどりに関する市民

教育の場を、ここで提言していただければいいと思います。

事務局 いただいた意見も踏まえて、次回以降の検討とさせていただきます。

会 長 様々な意見をいただきましたが、名木の解除についてはやむを得ないという意見かと思えます。ここで改めて諮問第 211 号についてお諮りします。ねりまの名木第 99 号(生涯学習センターのソメイヨシノ)の解除について、承認することで異議なしでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 それでは、解除ということで承認したいと思えます。次に報告事項に移ります。  
報告事項の 1、保護樹木の新規指定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料 3、保護樹木の新規指定について報告します。前回の緑化委員会以降、新たに指定した保護樹木は 12 件です。光が丘三丁目の光が丘パークタウンいちょう通り八番街団地という分譲の団地敷地内に列植したケヤキについて、条件を満たす 12 本を保護樹木として新規指定しました。申請理由は、樹木の生育に従って剪定費用などの維持管理費用がかさむようになったため、保護樹木制度の剪定費用等の助成を活用したいということです。

F 委員 ケヤキは、比較的街路樹とかに多いような気がしますが、ケヤキの特徴や街路樹にむいているかなど教えていただきたい。

また、指定された場所は多くのケヤキが植えられています。ケヤキを選んだ理由や、その意図は何だったのでしょうか。

環境部長 意図は分かりませんが、おそらく、団地を建てたときに、将来的に大きくなる木を列植したのかなと思っています。ケヤキは大きくなるため、比較的大きい敷地でないと植樹に向いていません。街路樹として狭い道路幅員

の道路沿いに植えますと、後でまた伐採や強剪定をしなければいけないことがあります。光が丘に行かれた方は分かると思いますが、駅前の大きい通りの真ん中にケヤキを植えてあります。比較的剪定をしないで自由に伸ばすと、あのような形になります。ケヤキはそのような特色ある木だと思います。

B 委員 保護樹木に指定されると予算措置とかあるのですか。

事務局 保護樹木については、剪定の補助をしています。3年に一度、木の大きさによって値段は変わりますが、剪定費用の2分の1を助成しています。そのほか、5年から7年の周期で、木の状況や外観を調査する活力度調査を実施しています。

会 長 それでは、続きまして、報告事項の2、保護樹木の指定解除について、説明をお願いします。

事務局 資料4、保護樹木の指定解除について報告します。前回の緑化委員会以降、保護樹木の指定解除は5件になります。理由としては、全てが土地利用に伴うものになります。

うち、豊玉北五丁目のクスノキとスダジイ2本については、相続に伴う土地利用となっています。敷地内に保育園を建設予定とのことで、やむを得ず指定解除となりました。ただ、この当該地は、ほかにも2本の保護樹木があり、その2本を生かす土地利用をしていただいたという状況です。

残り2件の大泉学園町二丁目のイチョウ2本については、敷地内に老人ホームと共同住宅を建設予定となっています。これに伴い、やむを得ず指定解除となります。こちらについても、ほかにも4本の保護樹木があり、今後も引き続き保護樹木として保護していただけると伺っています。

会 長 質問、意見等はございますか。特によろしいですか。以上で報告事項は終了します。

次に、その他になります。委員の皆様から何かござい

ますか。

それでは、本日の案件は以上で終了しました。

最後に、次回の日程について事務局からお願いします。

事務局

次回の緑化委員会ですが、例年 11 月頃に開催しています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響や案件の状況を見て、日程を会長に相談させていただきます。決まり次第、皆様に日程等お知らせします。

B 委員

今回の日程も割と直前だったような気がします。できれば 2 か月くらい前がありがたいのですが。

事務局

失礼いたしました。決まり次第、早く案内させていただきます。

会 長

今日の審議事項の総合計画の中間見直しについては、この場で発言できなかったことがありましたら、事務局に伝えていただければと思います。

それでは、以上をもちまして、第 169 回練馬区緑化委員会を閉会といたします。

— 了 —